

# 平成25年度第1回介護技術講習主任指導者養成講習会実施要綱

1. 趣 旨 この講習は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第23条の2第1項第3号に規定する介護技術講習の講師として、また、介護技術講習実施要領（平成16年10月19日厚生労働省社会・援護局長通知第1019004号）2の（3）の①に定める主任指導者として指導者養成講習の講師並びに介護技術講習の指導に係る総括責任者となる者を養成する講習会です。
2. 主 催 公益社団法人日本介護福祉士会
3. 日 時 平成25年8月24日（土）9：00から8月25日（日）17：00まで
4. 会 場 京都テルサ 東館2階中会議室  
〒601-8047 京都府京都市南区東九条下殿田町70番地
5. 研修内容 プログラムのとおり
6. 受講要件  
厚生労働省より示されている次の各号のいずれかに該当する者とする。  
ア 指定養成施設等において社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者  
イ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後10年以上実務に従事した経験を有する者  
ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者  
（なお、上記の要件については、厚生労働省から別添1のとおり見解が示されているのでご注意ください。）
7. 定 員 50名（なお、参加者が10名に満たない場合、中止する場合があります。）
8. 申込方法 各都道府県支部にお申し込みください。  
（実務経験の証明にあたり、職歴証明書を添付してください。）
9. 申込締切 8月2日（金）必着 ※各都道府県支部は受講要件を確認後、8月7日（水）までに日本介護福祉士会事務局へ送付してください。
10. 参加費用 参加費等は、申し込み受付後、当方から送付する振込用紙でお振り込みしてください。（※全て税込み）

参加費	会員	<b>28,000円（テキスト代込み）</b> ※ただし、既にテキストをお持ちの方は25,000円
	会員外	<b>39,000円（テキスト代込み）</b> ※介護福祉士資格をお持ちの方は、差額の11,000円にてご入会いただくことができます。（支部により別途1,000円～5,000円の支部入会金又は支部年会費がかかる場合あり）
昼 食 代		1食：1,000円

11. 問い合わせ先 公益社団法人日本介護福祉士会 事務局  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎の門ビル3階  
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

## 主任指導者養成講習会プログラム

### <1日目> 8月24日(土)

時間	講習の項目及び内容 ( ) は時間数
8:30	受付
9:00	開会式 オリエンテーション ○介護技術講習の目的、介護の倫理
9:30	【講義】介護過程の展開①(1.5) ○介護における目的、ICF、廃用症候群、リハビリテーションの講義の内容及び実施方法
11:00	休憩
11:10	【講義】介護過程の展開②(1.5) ○事例に基づく「介護過程の展開」の講義及び演習の内容及び実施方法
12:40	昼食・休憩
13:30	【講義】コミュニケーション技術(1) ○コミュニケーションの技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法
14:30	休憩
14:40	【講義】移動の介護等(2) ○社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ○安楽と安寧の技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法
16:40	休憩
16:50	【講義】排泄の介護(1.5) ○排泄の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法
18:20	講習終了

### <2日目> 8月25日(日)

時間	講習の項目及び内容
8:30	受付
9:00	【講義】衣服の着脱の介護(1.5) ○衣服の着脱の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法
10:30	休憩
10:40	【講義】食事の介護(1.5) ○食事の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法
12:10	昼食・休憩
13:10	【講義】入浴の介護等(1.5) ○入浴の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ○身体の清潔の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法
14:40	休憩
14:50	【講義】総合評価(2) ○総合評価の実施方法 (オリエンテーションを含む)
16:50	閉会式

※都合によりプログラムを変更することがございます。予めご了承ください。

( 別 添 1 )

「ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」

教育歴	実務経験	講師の要件
0年～ 1年未満	<b>10年以上</b>	「イ」 介護福祉士、の資格を得た後10年以上※ 1 実務に従事した経験を有する者（実技試験委員の要件）
1年以上 2年未満	8年以上 10年未満	○教育歴を軸にして整理 ○ <u>教育歴1年＝実務経験2年に相当と換算</u>
2年以上 3年未満	6年以上 8年未満	○実務経験に換算された年数に、実務経験年数を加算
3年以上 4年未満	4年以上 6年未満	○加算された年数が「10年」年以上であれば「ア」及び「イ」と同等以上の知識及び経験を有する者とする
4年以上 5年未満	2年以上 4年未満	
<b>5年以上</b>	0年～ 2年未満	「ア」指定規則別表第4に定める専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者（実技試験委員の要件）

※1 介護福祉士等の「実務」の考え方

介護福祉士の資格を有する者の実務経験については、介護福祉士は「介護福祉士」としての資格に係る専門業務の経験をいうものであること。したがって、介護支援専門員等の業務は、「実務」に含まれないこと。

○ 指定規則別表第4に定める「専門科目」とは、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導の各科目をいう。